

●契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体スキー・スケート保険は、日本国内において被保険者が行う保険証券記載のスキーまたはスケート中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

※ モノスキー、スノーボードでの事故は「雪上滑走スポーツ補償特約」をセットすることにより補償対象となります。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 被保険者本人
- スキー・スケート賠償責任保険特約の被保険者本人の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

2. 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償・主な特約の概要

基本となる補償およびご希望によりセットできる主な特約（別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります）の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」は中に記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

- 各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
 - スキー・スケート傷害補償特約の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(注)を踏まえて設定してください。公的保険制度^(注)の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (注)公的保険制度とは、健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間 : 1年間
- ② 補償の開始 : 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ 補償の終了 : 満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

- ① 保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、包括契約等契約時に暫定保険料を領取するご契約の確定精算時等においても、最低保険料を適用します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(2) 保険料の払込方法

- ① ご契約の保険料は、一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。
※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。
- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。なお、この保険には解約返れい金はありません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



まだ誰も知らない安心を、ともに。

スキー・スケート中のさまざまなリスクに備えたい方に。

スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険 令和元年10月以降保険始期用

団体スキー・スケート保険

団体総合生活補償保険(個賠型)



指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人、日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022-808
(全国共通・通話料有料)

- ※受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
 - ※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。※携帯電話からも利用できます。
 - ※電話ルーサーサービス、IP電話からは 03-4392-8241 におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
 - ※詳細は、一般社団法人、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
- <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- ※受付時間 24時間365日
- ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

⚠️ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「団体スキー・スケート保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしますので、ご確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。
- 「団体スキー・スケート保険」はスキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のバリエーションです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約のお申込みの際は、保険申込書等の各項目について正しくご記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合は、遅滞なく(スキー・スケート傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内)に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約をお勧めすることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

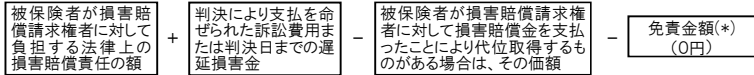
日本国内におけるスキーまたはスケート中に発生する次のような

事故や費用を補償します。

スキー・スケート賠償責任保険特約

補償重複

被保険者が、日本国内において**スキーの目的を持って住居を出発してから帰着するまでの行程中**、または日本国内のスケート場において**アイススケートの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故**により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について**法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害**に対して保険金をお支払いします。



(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ※1 1回の事故につき、スキー・スケート賠償責任保険金額が限度となります。
- ※2 上記算式より計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、争訟渉費用等をお支払いします。
- ※3 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被保険者との示談交渉を引き受けます。なお、合意への解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえ弁護士に対応を依頼することがあります。ただし、次のいずれかの場合、当社による示談交渉はできません。
 - ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任がスキー・スケート賠償責任保険金額を明らかに超える場合
 - ②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
 - ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※4 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。



保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。

(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

スキー・スケート傷害補償特約

被保険者が、日本国内において**スキーの目的を持って住居を出発してから帰着するまでの行程中**、または日本国内のスケート場において**アイススケートの練習中、競技中または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガ**に対して、保険金をお支払いします。

- ※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した後に発生する中毒症状を含みます(継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません)。
- ※2 治療とは、医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。

①傷害死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

※ 保険期間中に、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

②傷害後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)

- ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- ※2 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③傷害入院保険金

そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間(※1)を超えて継続した場合にお支払いします。

傷害入院保険金日額 × 入院日数

- ※ 傷害入院保険金の免責期間(※1)が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間(※2)内入院を对象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。
- (注1) 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。
- (注2) 傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いの対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
- (注3) 事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間(※1)と支払対象期間(※2)の合計日数」に達するまでの期間をいいます。



④傷害手術保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間(※3)内に手術を受けた場合に、1回の手術について次の額をお支払いします。

a. 入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額 × 10
b. 上記 a. 以外の手術: 傷害入院保険金日額 × 5

※ 入院中は、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

⑤傷害通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間(※1)が満了した日の翌日以降に、通院した場合にお支払いします。

傷害通院保険金日額 × 通院日数

- ※1 傷害通院保険金の免責期間(※1)の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間(※2)内の通院を对象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。
- ※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数を含めてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ### 【スキー・スケート用品補償特約】
- 次のいずれかによって発生した損害
- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
 - 被保険者と同居する親族の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
 - 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
 - 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用人(被保険者がスキーまたはスケートの補助者として使用する方を除きます)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(注2)
 - 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 など
- ### 【スキー・スケート傷害補償特約】
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
 - 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガ
 - 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ
 - 被保険者に対する刑の執行によるケガ
 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)によるケガ
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 被保険者が山岳登山(注3)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ
 - むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4)
 - 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など

- (注1) テロ行為によって発生した損害またはケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- (注2) レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
- (注3) ビックル、アイゼン、ザウル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリング(クラ임ミング)を含みます。
- (注4) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

補償重複

マークがある特約をセレクトする場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセレクトする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセレクトされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複するとは、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約の一つのご契約のみをセレクトしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

本パンフレットで使用している用語のご説明

区分	用語	説明
	アイススケートの練習中、競技中または指導中	アイススケートの練習中、競技中または指導中に付随してスケート場内で通常行われる更衣、休憩を含みます。
共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スキー	スキー板(※)を用いて雪(人工雪を含みます)上で行うスポーツをいいます。ただし、モスキー、スノーボード、そり(類似するものを含みます)、ポブスレーおよびリュージュを除きます。(注) 雪の上を歩き、滑って進むための板状のスポーツ用具であって、材質を問いません。
	スケート場	アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含みます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブドマン ・骨または関節の非腫瘍的または徒手的な整復術、整復固定術および接骨術 ・抜歯手術 ・歯科診察固有の診療行為 ② 先進医療(注1)に該当する診療行為(注2)
スキー・スケート傷害補償特約		(注1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関及び応症は限定されます。 (注2) 治療を直接の目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、抽出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
通院		病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同日に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。
入院		自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
スキー用品		スキーの板(ビンディング等付属品を含みます)、ストック、スキー用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスキー用品一式をいいます。
スキー・スケート用品補償特約	スケート用品	アイススケートシューズ、アイススケート用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスケート用品一式をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	スキー用品またはスケート用品に損害が発生した地および時におけるスキー用品またはスケート用品の価額をいいます。

スキー・スケート用品補償特約

補償重複

被保険者が、日本国内においてスキーの目的を持って住居を出発してから帰着するまでの行程中に**スキー用品の盗難およびスキー板の破損**、または日本国内のスケート場において**スケート用品の盗難**によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。なお、**ストックの盗難は、スキーの板と同時に発生した場合に限ります。**

- ① スキー用品またはスケート用品を修理できない場合
- ② スキー用品またはスケート用品を修理できる場合

損害の額 × 修理費

- ※1 保険期間を通じ、スキー・スケート用品保険金額を限度とします。
- ※2 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は損害の額に含まれません。
- ※3 損害の額は、その損害の発生したスキー用品またはスケート用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。

(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。